

## 第3回工事入札調査特別委員会会議録

日時 平成25年12月12日(木) 午前10時～12時20分

会場 笛吹市役所八代庁舎 2階第1会議室

出席委員 志村直毅 北嶋恒男 海野利比古 神宮司正人 上野稔 小林始

中川秀哉 渡辺正秀 野澤今朝幸

オブザーバー 前島敏彦議長

議会事務局 鈴木幸弘 西海好治 矢野洋

傍聴人 5人(報道関係者)

1. 開会
2. 野澤委員長あいさつ
3. 議事
  - ①調査の対象となる工事入札の選定について
  - ②その他

○互礼の後、事務局の開会により会議に入る。

---

○委員長あいさつ

おはようございます。

北嶋委員がちょっと時間を間違ったそうで遅れますけれども、追って出席していただけるということです。本当にご苦労さまです。

前回から実質的な調査に入っているわけですが、今回は資料提供の中でいよいよ詰め込んでいくという形です。

そういう中で議事に入る前に2点ほど、ちょっと皆さんにお願いしたいことがあります。

まず1点は、今回このような資料を提出していただきましたけれども、これは本来は、こちらが今ある資料の中で、資料をもらう中でわれわれがつくる、こういうものもわれわれが本来はつくる資料であるということを皆さん理解して、このように考えていただきたい。何でもかんでも、資料の請求はできるにしてもわざわざ資料をつくっていただくという行為、これは本来ならこちらで資料をつくるということです。というのは言うまでもなく、この資料が信頼の内につくってもらっていますけれども、仮に抜いていたり、違うことが記載されていても本来分からないということもあるわけで、それが故意によるものであろうと、間違いであろうが、そんなことで確認しますけれども、新たにつくるような資料、それは原資料、もとの資料をこちらで借り受ける中で、こちらで資料をつくっていくというふうに理解していただきたいと思います。

もう1点は進め方ですけれども、私はちょっと発言が多すぎるところを自重しなくてはいけないと思いますし、皆さんにしっかり挙手をしていただきまして発言していただくように進めたいと思います。これは私のほうの責任が大きいわけですが、皆さまそんなようなことで協力していただきたいと思います。

今回、いよいよ内容に入っていくわけですが、議事にもあるように何を調査の対象とするかということですが、皆さんしっかり目を通してきていただいていると思いますけど、かなりの件数ですね、24年度分が取り止め等も含めて26件、そして25年度分が同じく取り止め等も含めて82件、全部で108件です。取り止め等を抜けば99件ということですが、かなり膨大な工事入札ですが、そういう中で議会の開催中ということで非常にお忙しい中ですが、日にちもある程度とった中で今日の開催ということですので、しっかり、また皆さんのご意見を伺う中で選定を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。ご苦労さまです。

○野澤委員長

議事に入る前に今日、カメラのほうは1社、そして報道のほうの関係、新聞社の関係が4社ほど傍聴、あるいは撮影に見えていますけども、撮影に関しては頭撮りだけということではよろしいでしょうか。

(異議なし。の声)

では、そのようにお願いします。

あと傍聴ということですが、先回もこれは確認していますけども、その委員会ごとに議題の内容を皆さんで、内容等の兼ね合いで傍聴をどうするかということで、その都度、逐次そういうふうな形で皆さんの意見を伺う中で傍聴をどのように対応するかを決めるというお話しになっていますので、今日はどのようにしたらよろしいでしょうか。ご意見があれば。

○小林委員

基本的には公開ということで、特に証人等で話を聞くときには個人的な人権とか、いろんな個人情報とか入ってもいけないので、そういう部分はまた真剣に考えた方がいいと思いますけども、こういった通常の会議に関しては特に公開でも基本的の原則で私はいいいと思っています。その中でも、委員長の判断の中でここから先はという部分があったら委員長がぜひ判断してほしいなと思います。

○渡辺委員

基本的には賛成ですけども、ともかく原則公開ですから随時必要に応じて非公開という意見が出たら、そこで検討すればいいことで、今後、毎回それを頭で確認する必要はないと思います。

○野澤委員長

今、渡辺さんから今日のものと、ちょっと先の話の話も出ましたけども、他に意見はありますか。

(なし)

ないようですね。

では今日は公開ということですが、渡辺さんの今の意見ですけども、原則公開だから不都合なときに皆さんの、私からこれは不都合という発言をさせていただくこともありますし、皆さんからここからは非公開のほうがいいではないかという、そのときには挙手をしてもらって、そういう動議ではないですけども、発言をさせていただくという形の渡辺さんのご意見でしたけれども、そのような形でよろしいでしょうか。

(異議なし。の声)

では、そのようにしますのでよろしくお願ひします。

では、議事に入っていきます。

今日はもちろん、調査の対象となる工事入札の選定についてということで、どのような形で皆さんは目を通してきていただいて、チェックもしていただいたと思いますけれども、どういふ形で説明をしてほしいでしょうか。

○渡辺委員

若干の意見があれば意見を出してもらおうということをした後に、提案がある人には提案を、また委員長の方から提案があれば、それをというふうな形で進めていったらいいと思います。

○野澤委員長

進め方に関しての意見ですね。

進め方に関して、意見は。ないでしょうか。

( な し )

では、私のほうで提案させていただきます。

個々、それぞれチェックをしてきていただいたということを前提に、できたら一人ずつ、これはというものをピックアップしていただいて、そしてなんらかの理由ですね、あるいは基準ですね、そういうふうな形で進めたいと思いますけれど、よろしいですか。

○上野副委員長

おのおのでもいいんですけども、私は基本的にはその高入札率、あと最低制限価格がぴったりというものもよいと思うんですけども、全部いちいち、これがいいとかこれが悪いとかいうとなんか多すぎて、やっぱり90%以上とか95%以上とか、そういう感じでいいんじゃないかなと私は思いますけども。

○野澤委員長

今の副委員長のほうから高落札率のものと、そして最低制限価格がぴったりというような基準が出ていますけれど、ではそこらへんの選び方の、もしこういう視点からというのが先にありましたら、指摘していただきたいと思います。

○渡辺委員

この間、議論になってきていろいろ問題が出されてきたということで、対象はかなり共通認識があるというふうには思っております。そういう中で1つ、公告の取り消しとか、そういうことが頻繁に行われたということと、かつ高額高落札率であるという点から、あるいは今言いました最低制限価格ぴったりというような問題について、議論になったと思いますので、そういう点ではその中身として1つは、御坂浄水場関係のもの、これはすべて大きなものは1億円以上ということになりますから、それと学校関係でやはり1億円以上のもので98%以上というような数字のものがござりますので、それも一応対象に挙げておいたらよろしいかと思ひます。

○野澤委員長

今、渡辺さんのほうから具体的な、工事名が特定できるような形でお話がありました。入札は浄水場関係、そしてあと学校関係ということで。

○小林委員

プラス庁舎。その3点の中の高入札率、最低制限、渡辺さんが言ったように公告の内容が、変更が何回も繰り返された、この部分の。現場は3点で、内容的には公告内容の変更、高落札

率と最低制限価格、この3つだと思います。

○野澤委員長

今の小林委員さんにまとめてもらいましたけども、公告の取り消しと内容の変更等に伴う、やり直しというような形での入札、そしてあと高落札率のもの、そしてあと最低制限価格というような形でまとめていただきましたけども、他に。

○小林委員

現場で言えば御坂浄水場と給食、学校とそして庁舎、この現場、私は3つだと思います。

○野澤委員長

ちょっとではお伺いしますけども、それ以外で高落札というのは抜くという意味ですか。

○志村委員

一応、資料に目を通すという前提で、決め方ですけども、時間の都合もあるかもしれませんが、本来であれば委員長のほうから、1番目の事業からどうかと。特になければそのまま次にいくというふうな形で当たっていただけるのがいいのかなという思いもありますけども、やはり工種によって、例えば舗装工事なんかはソフトで積算するとほぼ予定価格が出てくるような工種もあったりするということもあるので、今いくつか出ましたけども、当然そういうものは対象になってくるということとは思いますが、それ以外の部分でも工種の内容によってどうなのかということの確認する必要があるものもあるかなと私は思っていますので、いくつになるとかということは今時点では分かりませんが、そのあたりを一応、これだけ資料をいただきましたので、洗っていく必要があるのではないかなと思います。

○野澤委員長

今の志村委員のご意見は実際そうやってやるということになると、一つひとつしっかり、はねるものと入れるものをチェック、この際していくというような意見でよかろうかと思えますけども、そういう意見もありますけれども。

今、ある程度の基準というような考え方で進めるか、その基準というと枠をつくるということですよ。枠というか、その基準をあまり先に考えずに一つひとつやっていって疑わしいのを挙げていくというような、その場合もある意味では、なぜ疑わしいかというか、基準が出てくるような話かもしれないですけども、どうでしょうか、そのへんは。

○渡辺委員

すでにこの間、いろいろな疑義が出されてきたというものがございますので、基本はそこへ置いて、先ほどちょっと言葉がなかったんですけども、やはり大きい工事の関係ということがちょっと抜けていたけども、大きい工事の関係でさっきの条件ということで、それ以外にやっぱりこういう理由で、これも入れたほうがいいという提案があれば、それを検討するというところでよろしいのではないのでしょうか。もう皆さん見てきたことだろうと思うので、一つひとつ全部あれする必要はないと思います。

○野澤委員長

そういうご意見ですけども。

はい。

○上野副委員長

志村委員の意見もいい部分があって、一度ピックアップして、その中からまたピックアップと言うか。

○渡辺委員

全部あたるのではなくて、具体的にしないと。

○上野副委員長

だから、それは基本的には大きい数字というか、落札率ですが。

○野澤委員長

はい、どうぞ。

○志村委員

それぞれ見てきているという前提でということなので、私は私でいくつか事業をチェックしてきていますので、最初に言われたようにもし、この事業この事業この事業という番号を言っただけで、挙げていって、もしそれが今まで前提で出たような、3つの現場に関わる事業だけでも10件前後ありますから、それプラスアルファでどうなのかというふうな確認をしていただければ、それでいいかなと思います。

○小林委員

私と渡辺さんはさっき、この中でこういう部分がと提案したんだけど、志村委員はまたこういうふう提案したから、それぞれ提案してもらった中でそれを集約したらどうですかね。

○野澤委員長

別に今までの調査に限定する必要もないと思うし、そういうことでこういうふうにとまとめさせてもらったらよろしいですか。

先ほど具体的に出ました御坂の浄水場の関係、そして学校、庁舎、そしてあと非常に高い高落札率のもの、そして最低制限価格ぴったりと。まずこれは共通の認識で対象にしようということで、それ以外に志村委員は志村委員で、ほかに引っ掛かるようなものもというふうチェックしてきた人もいると思うので、それは順次足してしていくことで、それでいいかと思うんですけども、そういう形でよろしいですか。

別に限定する、何件というあれもないですし、もちろん時間にも追われていますけれども、しっかり調査するものはしなくてはいけないということですので。

○小林委員

ピックアップしてもらえばいいということですね。

○上野副委員長

ダブっているところが多いと思うので。

○野澤委員長

そういうことで、よろしいですか、平成24年度の、番号まで付けていただいているので、若い順から私が1番とか2番とか言っていきますので、これは今の基準、もし志村さんのほうでもとりあえず理由はあとで結構ですので。志村さんだけでなく、さっきの3つくらいの視点から以外でこれはということがあれば言っただけでもいいと思います。

調査対象にとりあえず挙げたらと思うものがあったら、そこで挙手してください。番号を言ったときに。よろしいですか。誰か一人でも・・・。

○上野副委員長

そこで丸をしておいて、またその中からやったらどうですか。とりあえず、俎上へのせていくというか、その上へのせて、これはいいではないか、これはどうだという、そういう中で聞いていったらどうですか。

○野澤委員長

そうです。当然です。当然、みんなに一応、今、みんなからこれはと思う人が一人でもいたら手を挙げてもらって、それに印を付けていって、その中で今度は一つひとつ、どうでしょうかということ、理由も聞いたりということになりますので、それでいいですよ。そういう形で。

(異議なし。の声)

今、手を挙げたから必ずあれということではなくて、もう一段階置きます。

では1番目の八代小学校プール改修工事、これはいいですか。

1番はよろしいですか (なし) では2番(挙手あり) 3番(なし) 4番(なし) 5番(なし) 6番。6番いいですか。(なし) 7番(なし) 8番(なし) 9番(なし) 10番(なし) 11番(挙手あり) 12番(なし) 13番(なし) 14番(なし) 15番(なし) 16番(なし) 17番(なし) 18番(なし) 19番(挙手あり) 20番。20番はいいですね(挙手あり) 20番も挙手、対象です。とりあえずの対象です。21番(なし) 22番(なし) まくっていただいて、23番(挙手あり) 24番(挙手あり) 25番(挙手あり) 26番(挙手あり) 取り止め等は全部ですね。では平成25年度に移ります。よろしいですか。1番(なし) 2番(挙手あり) 3番(なし) 4番(なし) 5番(なし) 6番(なし) 7番(挙手あり) 8番(なし) 9番(挙手あり) 10番(挙手あり) 11番(挙手あり) 12番(なし) 13番(なし) 14番(なし) 15番(なし) 16番(なし) 17番(なし) 18番(なし) 19番(なし) 20番(挙手あり) 21番(なし) 22番(挙手あり) 23番(挙手あり) 24番(挙手あり) 25番(挙手あり) 2枚目の26番(挙手あり) 27番(挙手あり) 28番(なし) 29番(なし) 30番(なし) 31番(挙手あり) 32番(なし) 33番(なし) 34番(なし) 35番(なし) 36番(なし) 37番(なし) 38番(なし) 39番(なし) 40番(なし) 41番(なし) 42番(なし) 43番(なし) 44番(なし) 45番(なし) 46番(なし) 47番(なし) 48番(なし) 49番(なし) 50番(なし) 3枚目ですかね。51番からいきます。51番(なし) 52番(なし) 53番(挙手あり) 54番(なし) 55番(なし) 56番(なし) 57番(なし) 58番(なし) 59番(なし) 60番(なし) 61番(なし) 62番(なし) 63番(なし) 64番(なし) 65番(なし) 66番(なし) 67番(なし) 68番(なし) 69番(なし) 70番(なし) 71番(なし) 72番(なし) 73番(なし) 74番(なし) 75番(なし) 最後のページ、4ページ。76番(なし) 77番(なし) 次に取り止め等の部分で78番(なし) 79番(なし) 80番(なし) 81番(なし) 82番(なし)

では確認します。

先に戻って、まず2番の笛吹市立石和第一保育所防水等改修工事、2番ですね。そして11番の芦川交流施設整備工事、11番。そして19番、20番、23から26まで。

平成25年度分で2番、7番、9番、10番、11番、20番、22番、23番、24番、25番ということですね。25番の次26番、27番、31番、次のページにいて53番で以上ですね。

平成24年が8件、平成25年が14件ですね。

そうしますと今、選んでいただいたんですけども、独自というか先ほどから議論になっている以外のもの選ばれたものもありますけれども、そのへんも一つひとつ今度、精査していきましょう。

いずれにしてもみんな、今、選んでものを一度、確認の意味も兼ねましてご意見等を聞いて、確定に向けていきたいと思えます。

洩れとかないですね。自分がチェックしてきたもので、これはというのは。

では、先ほどの皆さん共通の基準というか枠組みはいいかと思います。今選んだ中でこれはどうして調査対象にしなければならないかというような、逆に疑問があるような、今選んだ中ですね。そういうものがあつたら指摘していただきたいと思うし、あるいは選んだ理由を具体的に言って志村委員がいくつもピックアップしてくれていますけれども、そのへんでもしご意見等がありましたら伺いたいと思います。

○神宮司委員

選んでいただいた中で高落札ではないような物件も含まれているんですけども、これは何か理由があるんですか。具体的には2番の77.27。25年度の11番、76.48%。

○志村委員

24年の2番は私のほうでピックアップしたもので、これについては最低制限価格が近接していると。たぶん神宮司さんがおっしゃられた25年の11番は最低制限価格で対象になっているものと思います。

○野澤委員長

よろしいでしょうか。今のものは25年の11番ですね。本庁舎の耐震。あれは最低制限価格で。他に選んだ中で、相互に、自分が問題に留めないようなものも選ばれていると思いますので。理由なりを。

○小林委員

資料請求というか、調査対象の中に入っているんだけど、総合評定通知書、P点というものですよね。各事業所のP点の部分の資料提供。これはもう公開のものだと思うけども。

○野澤委員長

提出を要求したいと。

○小林委員

審査の段階で、このP点がどうなのかという部分の対象もあると思います。

○野澤委員長

今の選定に関わることではないですね。

○小林委員

選定の中にも入っていますよ。

○野澤委員長

どれを選定するかということではなく。

○小林委員

だから資料提供ということです。当然、P点も対象になるからね。

○野澤委員長

はい。今、22件挙げましたけども、できるだけ絞り込めば絞り込むほど精度の高い調査ができるということは当たり前のことですけども、この22件でのそれぞれご意見はないですか。なぜ選定するかというようなところで、なければこの22件ということで。どうでしょうか。率直な意見を。

○志村委員

数でいうとそういう件数になるわけですけども、分類していただければ御坂の関係は10件、本庁は3件、石和中の関係が3件、あとその他が5件ですから、それなりではないかなと思います。

ます。

○野澤委員長

まとめて関連するというので、それぞれ、今のご意見は1件1件独立しているようなものももちろんあるけれども、結構関連しているから。件数の割には、件数そのものが時間がかかるということではなくてというご意見だと思います。

では、よろしいですか。22件。

(件数確認の雑談あり)

○野澤委員長

分類は今、志村委員が分けてくれたように、こういう形になりますけれど、かなりそういう意味では大きくは3つにまとめられるような大小で、あと5件はそれぞれというような形になると思います。

では、よろしいですかこのへんでまとめて。

今、志村委員がまとめてくれたような形も参考にすると、今までは時系列的にやってきましたけれど、むしろ御坂町浄水場関係は浄水場関係でまとめて、あるいは庁舎関係、学校関係というような形での進め方が具体的に入ってきた場合良かろうと思います。その前に、先ほど小林委員が言われたような、全体にかかわるP点の問題とかの資料の請求は、また別のこととして、全部必要ですので、要求していく結果とも思いますけれども、進め方としては今の分類で大きいところからいくという形でしょうか。皆さんのご意見。

○海野委員

そうすると、今の22件を同じようにみんな調査していくという認識でいいですか。

○上野委員

班ごとに分けるとか。

○海野委員

そうではなくて、入札率だとか、いろいろあるではないですか、この中に、今選んだ中に、志村委員がさっき言ったように、志村委員なりの、これはここが問題だから選ぶというようにしてきているはずだから、22件をみんな同じレベルでザーッといっぺんにやるというところまでね、例えばP点まで必要なものが、必要でない部分も入っていると思いますこの中に。だからそれをどこまでをこの22件をやっていくのかということ、ちょっとお伺いしたいです。みんなの気持ちの中でね。22件まったく同じようにやるのであれば、それなりの資料を作り返さないと、今日ここから先には進めないと思うし、そうではなくて22件のうちこの部分は、とりあえず今上がっている資料でもほぼ足りる要件のものもあるだろうし、まったくこれでは探せないみたいな、もう少し深く、さっきいう深く応札した業者のP点までほしいとかね。小林委員が言ったような資料だっとなければ先に進めない部分もあるから、その点をちょっとみんな、22件の精査する部分というか、そういうものを、例えば不思議だなと思うところのなんというか、問題点がそれぞれ違うのではないかなと思うので、そのへんをちょっと諮っていただけますか。

そうしないと22件みんないっぺんにやるとなると、今度はそこをどういうふうに分けていくとか、今、志村委員が言ったような観点で、御坂浄水場、教育関係、道路舗装というように分けていくのか、そういう分類だっとならば、そうならばその中で業者の数も当然違うし、今ここにある資料で間に合うのか、間に合わないのかということも含めてね。ちょっと検討し



てもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。

○野澤委員長

どうですか。今のご意見。

○渡辺委員

調査してみないと分からないということですよ。だからまず私としては、どこまで調査するかということ、共通項目は何でという、機械的になかなかできないと思うから、順序としては今まで一番話題になっていた、御坂の浄水場問題をテーマに、そして入札広告の問題から、落札率や、その間の経過とかいろいろ調べていくと、そしてその中でまた細かく調べなければならない点も出てくることだろうと思いますので、順序だけ決めて、中身についてはあえて今の段階でやらないでいいということが1点。

それからこういう調査の進め方なんですけども、皆さんいかがでしょうかということいろいろ出したって、なかなかことは進まないわけで、大変なことだけでも、ここは委員長、副委員長のほうで、こういう調査の方向をしたいという提案をして、それに対して、こういうこともやってほしいというのがあればやっていくということでやっていかないと、普通の会議の持ち方とは違って、調査が目的だから、調査方法についてはそういうことで、大変だと思うんですけども、ひとつそういう進め方を私はこういう場合はいいのではないかなと、委員長、副委員長には大変な仕事だと思いますけれども。

○野澤委員長

進め方の問題は後にして、先ほど海野委員の提出された問題ですね、そういうやり方、要するに全体をまた総なめするような資料とか、そういう考え方ではなくて、それぞれの事案ごとに必要な調査項目なり、考えていくのがいいのかという考え。

そのへんはたぶん海野委員は、一つひとつの項目でという考え方と思いますけれど、どうですか。

○海野委員

一つひとつの案件が、同じわれわれが調査をしたいことが違うと思うから、それをまず今とりあえず上げたから、その中でそれぞれの委員さんがまた全部チェックして、これはここまでやらなければ分からない。これはここまでで大体分かるというランク分けを、今ここで全員で14件やるというのも大変な作業になるし、この場では決まらないと思うんです。

ただとりあえず、今日の委員会の会議としては、これを選んだから、これをさらに委員ごとに自分で精査して、そしてもう1回持ち寄るところにいかないと、ここでもってみんなといっても、進まないような気がします。

だから本当さっき渡辺委員が言ったように、正副委員長も含めて、われわれも同じ責任を分担されるわけだから、自分たちでしたらどうかと思うんですが、そのへんを皆さんにお諮りいただいて。

○北嶋委員

今回、この調査検討委員会を立ち上げた、1つの発端というのが、よくマスコミの中でも言われていますように、御坂の浄水場問題が、一番の問題だということですから、何しろ1つに的を絞って、それをどんどん突っ込んでいけば、今いろいろ出てきたような、一般的な最低制限がどうだとか、入札方法がどうだとかというのは、その中に含まれているから、十分それで、そこでまたやっていけばいいことであって、まずポイントを1つに絞って、そこを徹底的にやっ

ていったほうが、そうすると他のところがおのずと理解されてくると思うんです。

そういうやり方のほうが効率がいいかなと思います。

(「賛成」の声あり)

#### ○小林委員

北嶋委員が言ったように、的を絞ってという部分は、私は今までの22件の中で、現場がまず3つね。その他の分類で、4つの分類の中で的を絞ってという話で、始めるとしたら絞った中で一番件数の多い御坂浄水場をまず絞って、そして始めたらいいなと、その中で、海野委員が言っているように、今までのこの資料の中で調査ができるかという部分で、必要な部分はこれで全部取り寄せるというか、集めた中で、いろいろな勉強会もしたいなという意見もあったり、いろいろな部分で、そういった部分をいっぺん集約して、そこから入れればいいかなと思います。とにかく的を1点に絞って、そして順々に4つのブロックをやっていくといいかなと。22をいっぺんにやるとどうにもならないからね。

#### ○海野委員

そういう意味で、私が言ったんだけど、一番たくさんいろいろ含んでいる部分をやっていけば、確かにほかのことはおのずと解決してきてしまうと思うんです。調査する部分も。だから私は今、小林委員と同じ意見で、御坂浄水場が多岐にわたって、建築もある、土木もある、管渠もあるということだから、それに下野原の送水管のところまでという、ほぼ土木、建築の全てのものを含んでいるから、そうすると入札のいろいろなものが見えてくると思う。これを全部やれば、そういう観点で、これではまだ調べられない、調査足りない部分も、いろいろな資料を集めなければならないので、とりあえず今の22件のうちの11件分が、御坂浄水場にかかるわけだから、約半分、これを一生懸命やっていくうちに、ほかの11件も何とか分かってくると思うので、ここをやはり集中的に審議しませんか。そうしていけば、ほかはおのずと出てくるし、それに足りない資料も揃えなければならない部分も出てくるから、どうですか。

(「賛成」の発言あり。)

#### ○野澤委員長

今の意見では、別に22件に優劣を付けるわけではないけれど、とりあえず11件集中的な御坂浄水場関係、これを集中的に調査する中で、また他のものももちろん必要に応じて、あるいはそこで判明した点、問題点はそこで指摘していれば、いちいちやらなくてもいい問題もあるかもしれないし、また抜け落ちる問題は、新たにしっかり取り上げるというような形で、まず御坂浄水場関係の工事入札、ここに絞るということで、今後の進め方、よろしいでしょうか。

(はい)

それではそういう形で、11件を。

#### ○上野副委員長

さっきの発言の中で、渡辺委員が委員長と副委員長にお任せをするというような話がありましたけれども、どういう問題をするのかという、進め方という話があったんですけど、そのへんは本当に指名してもらってうれしいんだけど、何か荷が重いなというようなそんな感じがあるんですけど、本当に私自身の率直な意見を言わせてもらおうと、本当に霧をつかむような問題で、今までに経験がないことなので、そのへんは例えば専門職というか、弁護士さんみたいな人たちに相談をしたい気持ちがあるんですけど、そうすると私と委員長で行くということになるんだけど、そのへん皆さんの了承が得られれば、そういう方向で進みたい

なというように思うんですけれども、どうですか。

○小林委員

弁護士については、正副委員長と議長と事務局で予算を相談してという部分で、この前したよね。

○上野委員

だから俎上に上げるのに、やはり専門科みたいな人たちの意見を入れながら、資料請求といってもどんなものというのはまだまだ、見えきれていない部分があるのかなと、私自身はしているんですけれど。

○小林委員

だから弁護士を入れるということはあれですよ。

○上野委員

だからそういうことでいいかなという確認。

○中川委員

それは、副委員長の言われるところで、正副委員長と、また協議してもらって、必要であれば進めてもらえばいいと思います。

○渡辺委員

場所がどこだったか忘れてしまったけれども、会派の代表委員会の席上だったかもしれないけれども、どうせ入れるなら早い時期に入れて、途中で込み入ってからということでは整理もなかなか難しいし、そして主にはまず、書類とか、あるいは来ていただくということに関して、資料の請求、例えば外の資料ですね、公文書でない場合などについての扱いとか、そういう点でも非常に難しくなることはもうはなから予想されるわけですよ。

そういう点で、この前も私もいろいろなことで弁護士さんとの付き合いも多いもので、顧問料はいくらかと聞いたら、弁護士会の決まりで、申し合わせ事項で月5万円以上ということで、予定としては12月からで、12、1、2といえど3カ月だから15万円。特に集中して何か書類をつくったり、裁判ということになった場合には、やはり別なんだけれども、そういうことだということだから、どうせならこれは最初から顧問になってもらったほうがいいのではないかなと思うんですけれど。

○海野委員

やはり、一番最初に立ち上げた、ここだと思う。渡辺委員が言うように、要はヨーイドンからこういう方向で、こういうふうにして、こうなりますよ、こうですよみたいなものも、ある程度弁護士さんがいれば、検討だって、無駄な動きをせずに、これはこうです、これはこれ。さっき小林委員が言うように、役所が持っていない書類も、もしかすれば請求しなければならぬときも出てくる可能性もあるから、早い時期に弁護士さんと、今言う、渡辺委員が言うように月5万円くらいなら必要経費のほうで、決まったわけだから、とりあえずほかにお金がかかることはないから、そういう契約をしてもらって、われわれにそういう道を示してもらって、それで沿って進めていくというほうが、無駄がないと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○北嶋委員

まだこれも、本当に資料を見て、緒についたばかりで、どういう方向でどういうふう、何をどうもって行くかということがまだ議論していないような状態だから、われわれもある程度、議論を熟した上でもって、ここはよく分からない、ここは専門的にも入ってもらったほうがいい

いかなという、そういうところまで突っ込んでからでない、最初からかかっていると、なんだかそちらが主導になってしまって、おかしい形になるのではないかと思うけれど、もっともつとわれわれもよく勉強したり、いろいろ資料を求めたりとか、われわれができることは一生懸命やってみた上でもって、ここは行き詰ったという段階で、一応いいですよ、お願いをしておくのはいいけれど、ちょっと待てよということで、控えておいてもらうということはおまわないですけれど、最初から入ってもらうと、何か変な形になってしまうかなと。

これは建設業というのは、それはそれで、弁護士さんだって詳しい人もあったり、詳しくない人もあったり、いろいろあると思うんです。これは独特のものだと思うから、こういうものが詳しい人ならいいですけれど、それからいろいろ手がけた人とか、経験がある人ならいいですけれど、やはりこれは地域地域でいろいろな昔からのそういうなんというか、あるものですからね。そうはいつてもというところがあるから、われわれでできることは、熟した上でもってお願いをしたほうがいいかなと、私は思います。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

この前も出ていることだけでも、県弁護士会を通じて、適切な人を紹介していただくという話をしているわけで、そして途中からあれで、ちょっとこういう方向でやっていたら、ちょっと私も分からないということなら、これは弁護士だっていうし、そして弁護士が何か手がけるときは、やはり数カ月の範囲で仕事をするんですよね。それを専門にやっているわけではないわけで、そういう点では早めのうちに、やはりお願いをしておかないと、適切なときに、適切なアドバイスをもらうこともできないということになると思いますよ。

○北嶋委員

お願いをしておくのはいいですよ。しとくはいいけれど、まだまだ突っ込むのはまだ待てよと。

○小林委員

この前の会議のときにね、渡辺委員が言ったように、弁護士会に相談して、適切な人を、足をケガしたやつを腹痛の医者のところへ行ったらしょうがないことだから、適切な人を弁護士会で、今言ったように事務局も含めた中で、適切な人選をお願いしたいということで、私が今日 22 に絞って、これから調査に入る段階で、このへんからやはり月 5 万円だとしたら、早い時点でお願いをしたほうが得策かなという部分があります。

○事務局

事務局からですけれど、前回の、毎回すぐに会議録を作りますけれども、前回の弁護士さんの関係のことについては、委員長と議長と、副委員長、それから事務局で弁護士会に行って、どんなことができるか、もしくは費用的にはどうなんだということを弁護士に入ってもらえるのであれば、どういった人に携わってもらうことができるかを相談するというこの話し合いになっていまして、頼むというところまではいっていません。

○海野委員

弁護士に相談する人もいったんだよね。

○事務局

相談してどんなことが、弁護士さんとして手伝っていただけるか、また費用はどのような感

じなのかということ相談に行くということが、前回の議事録には記録してあります。頼むところまではいっていません。

○小林委員

頼むことを前提に、4者にそれをお願いしたということですよ。  
だってそこまでいけば、もう頼むことは前提ということだから。

○野澤委員長

そのへんの確認をもう一度。

○中川委員

今、委員長が言われたように、今日確認して、必要だということであれば、そのまま進めて、先に進めるような形。また議事録等々見ながら、先生にも知っておいていただいて、必要な場合には入ってもらうという段階でどうでしょうか。

○野澤委員長

よろしいですね。百条委員会である限り、そのためですから、その当然証人の出頭をお願いする、資料請求をするということで、それが非常にプライバシーやいろいろなものに抵触することは、これは十分想定できることで、それなくして明らかになることは、この時点でもう明らかになっているので、そういうことで、前回ちょっと様子見にいくような話のような雰囲気でも、みんなとらえていたのかもしれないですけども、しっかり頼むということで、そのへんの事情もお話する中で決めていくということで、先ほど北嶋委員のほうでもちょっと意見が出ましたけれども、だからといってすぐに弁護士のほうに、やり方はどうやったらいいですかみたいな、そんな話ではなくて、われわれがちゃんと問題意識をもって、しっかりしめて、調査の段階に入るときに、適切な、法的なことでもいろいろなものに抵触しないような形でのアドバイスをしっかりもらっていくと、最後こういう、われわれもみんな初めてですので、百条委員会の最終的などういう形というのも想定しながらでないで、調査も進まないで、そのへんもアドバイスとしていただいおくということでもよろしいでしょうか。

(異議なし。の声)

○小林委員

アドバイスをもらった中で、さっき渡辺委員が、正副委員長でこの会を・・・。

○上野副委員長

皆さんに提案するものをね。

○小林委員

そういう進めてほしいという部分で、そういう部分だって、こういった行政の自治に関して、特に百条に関しての詳しい先生がいれば、ここはまずこういうふうにしたほうがいいですよというアドバイスを、的確なアドバイスをもらえると思いますよ。だからどうしたらいいかということではなくて、あくまでもアドバイスを、いいアドバイスをしてもらえれば。だからこの会がスムーズに効率よくいくと思いますよ。マイナスということはないと思います。

○上野副委員長

例えば3人でいって、契約をしてしまってもいい。

○北嶋委員

前向きにどんどんやってください。

○渡辺委員

そこは前に、もうお任せするという、決めたつもりでいると思った。

○北嶋委員

それはまだですよ。今日で初めてね。

○野澤委員長

そのへんのニュアンスが、それぞれ、私がそのときしっかりまとめなかったので、さっき反省したように、今回そういうことで、話の向きではそこで契約関係も、1回で済むかどうか分からない。多分行って、それは向こうに。いずれにしてもわれわれに任せていただいて。

○北嶋委員

このような資料を見せてね、こういう内容だということを、そうしたら向こうだって感ずるところがある。

○志村委員

弁護士さんに相談するというのは、さっき事務局長が説明をされたとおりで、どのようなことができるのかということは、説明される側も、相談の内容によって答えられたり、答えられなかったりということは当然あるので、やはり行くときには、一応、今日絞りましたよね。絞ったものも、特に御坂の会計は、全てが関係しているもので、それ以外のものは個別に当たっていけるものというように、私は認識をしているので、その内容的にどこに問題点があったのかということは、少なくとも御坂の部分については整理する必要があるし、それについて、ここを調査したいんだというところがあるわけです。

そういうものをつくっておいて、あらあらのものを、それでこれに関して調査をするのに、どういうことができるかというような弁護士さんが弁護士としてどういう関与ができるかということ、まずは相談をされて、そのときは別に持ち帰っていただいてもいいではないですか。弁護士からこのような話があったということでよければ、1月からお願いしようということにしていただければいいのかなということがあるので、その一応、この調査の対象とするものを一応固めてあるので、それに対してチェックポイントですね、整理をして、やはり進めていくにも皆さんそれぞれに、この挙げた事業に対して、ここのところというのがあると思いますし、そういうものをちょっと固める作業が1回必要かなと思います。

○渡辺委員

全て委員長に一任。

○北嶋委員

それは委員長に一任されてもね。やはりいろいろあるから。

○渡辺委員

持ち帰りも含めて一任。

○小林委員

一任でいいですよ。

○野澤委員長

ちょっと休憩しましょう。

○北嶋委員

今のは、志村委員の意見も貴重な意見だから、何がポイントかということも、やはりみんなと相談したほうがいい。

○海野委員

休憩して3人で相談してください。事務局含めてね。今のまとめを。

○野澤委員長

ちょっと休憩しましょう。

(休憩)

○野澤委員長

では、先ほど弁護士との関係の話が出ていましたけれども、何しろ近々私と、副委員長と、そして議長と事務局で、いずれにしても百条の特別委員会の性格上、仕事を頼むということになりますので、そのへんも含めて、こちらの今抱えている問題がどのへんにあるかということをお話する中で、最初は具体的な話までいくかどうかということは、こちらの進み具合もありますけれども、こちらの進み具合を考えているよりも先にとりあえず、こういうことでお願いをしたいということで、まずお話に行くのがいいかと思しますので、そのような形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

当然、契約という形にもっていきますけれども、ただその中では、先ほど言いましたように、もう少し具体的な予測をどのへんにどういう問題があるかということをごっちで今度は、この委員会を進める中で、的確なアドバイスがいただけるような形で、何かを教えてくださいなんてバカな話ではなくて、しっかり問題を焦点を絞った中で行くような形で、それは1回で済むような話ではなくて、1、2回はお互いに詰めなくてはならないと思います。

先ほど御坂の11件の工事入札ということで、まずこれを集中的にやるということですが、これからは次回以降の進め方に関することですが、そのへんも先ほど渡辺委員から、委員長、副委員長でこの進め方というようなことがありますけれども、とりあえず次回はそこに焦点を絞ってきますけれども、どんな形で皆さんのご意見を伺う中で、次回を進めていきたいと思いますが、こちらのイニシアチブで進めていきたいと思っておりますけれども。

今度は挙手上げて、私が名前を指名したら発言してください。

北嶋委員。

○北嶋委員

今、第一段として内容を精査するということですが、このへんの今年ですね、流れをまず私も本当によく分からないものですから、10件くらいあるということで、この全体像というか、流れを行政側のほうで、執行側のほうでどういう流れの中で工事を進めているわけですが、したかということ、まずひととおりに勉強させていただいて、その上でちょっと不明な点が、それぞれ普通ではない方法もあるというようなことが気がつければ、そこをまた追求していくというか、まず第一段としては全体像を説明をさせていただくということで、まず最初に担当者のお話というか、お願いをしたらどうかと思います。そこからいろいろ発生してくる問題が出てくると思うんですが、いかがでしょうか。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

賛成です。今日もここに一般競争入札フロー図というのが出て、この前も言ったわけなんですけれども、こういう流れについては大概分かっているわけなんです。ただ、わが笛吹市にお

いては、実際には例えば指名の業者の案を作るときにこれほどの権限で、誰がどういうふうにしたのかとか、あるいは最低制限価格の通知を決めるのに、誰が提案するのかとか、あるいは質問事項に対しては、誰が答えて、どういう範囲で答えていくのかというようなことですね。こういうことをやはりこのフロー図だけでは分からないわけで、そういう実際の権限や実際の入札が行われる流れというものをしっかり、具体的に笛吹市の場合はどういうルールになっているかということを抑えていく必要があるだろうというふうに思います。

そういう点で、今言ったように全体の流れということ、そういう意味ではやはりきちんと抑えて必要があるというように、私も思います。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

おっしゃることは分かるんですけど、一応こちらでこの委員会で、関連する 11 事業を並べて、資料を作って、それに対してやはり内容によっては取りやめ再公告とか、分割とかという流れがあるわけですね。それはこちらで一応作業としてやって、それに対してこのときにはこういう経過で決裁をどうしてとかいう確認する項目を用意しておいて、それで来てもらって、聞くなら来てもらって聞くというようにしないと、いきなり来て、全体の流れをとかいても、やはり逆にお互いに時間を浪費する可能性があるんで、まずはそれをやる必要が、私はあると思います。

それは次の委員会までに資料を作成することは可能だと思っているので、それを 1 つはやるということと、それからもう 1 点、今回の対象は昨年 12 月 4 日からなんですけれども、それ以前の第 1 次造成工事というのが浄水場の関係でありまして、そこのところからもスタートで関連している部分もあるのではないかとということも一部あります。

なので、例えばそういうように並べて見ると、そこの前から始まっているところで、何らかの関係があるのではないかとというようなところも出てくると思うので、一応そういうことを整理して、それから来ていただいたらいいのではないかなと思うので、まずは次回までにその作業をしておく必要があるかなと思います。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

私はやはり、この基本的な流れ、笛吹市においてはどういう権限を持って、誰がどういうふう提案していくか、そしてそういうことをきっちりルールを聞いておく、笛吹ルールをね。そしてそれと違ったことがあったら、やはりそれはどういう状況かという問題が出てくるし、来ていただく方も変わってくるだろうと。

あるいはそういうことを決める権限がどこにあってということがはっきりしないと、わが笛吹市においてですね。結局、資料提供を請求する場所とか、あるいは来て説明をしてもらうものとか、そういう点でも非常に徒労が多いのではないかなと、やはり基本的なこのフロー図の範囲ではなくて、実際にはそれはどういうふう運用されていくか、そのルールをわれわれも、今のルールを良い悪いはともかく、知っておく必要がある。調査のためにはそれが必要だと思います。

○野澤委員長



他にどうですか。今、かなり意見は対立的な意見だと思いますけれど。

○北嶋委員

今の渡辺委員と同じ意見なんですけど、それは役所のほうは、契約担当もちゃんと契約の条項に沿った形の中で、それなりの法的に、これでいけるという形でやっていると思うんですよ。

ですけど、だから全体像を、まずそれを聞いた上で、今の志村さんの話のようなことも、それは事前に準備しておくという事は結構なことですが、まず第一弾として、純粋な形の中で全体像を、フローに沿った形で、まずその基礎的なことは理解が必要だと思います。

ですからこういった準備はもちろん、もういつでも結構ですし、我々もその準備、今言ったようなことを用意しておけといっても、なかなか今、どういうことをしていいのかも、よく分からないから、まずもとのものを、基礎的なことを、まず一通りこの立場で伺うということがいいのではないかと思います。

○野澤委員長

どうですか。中川さん。

○中川委員

1回皆さんで意見を、情報を共有するという意味で必要だということであれば、1回レクチャーを受けた上で、また考え方、示し方も変わってくると思いますので、その北嶋さんや渡辺さんが言われたように、1回話を聞いて、そこでまた今後のタイムスケジュール等、また委員長さん、副委員長さんのほうで決めていただく中で、進めていってもらったほうがいいんじゃないでしょうか。そう思います。

○野澤委員長

神宮司さん。どうですか。

○神宮司委員

同じような考えですが、どこの部署でどういうふうにして、誰がどういう権限を持って、そういうふうが発注されているのかということが、確かに先に分かっていないと、いろいろなことが展開できていかないかなと思っています。そういう感覚でお願いします。

○小林委員

私も今日、大体の調査する項目、その現場等が分かったわけで、これからどうするかというときに、私もこの入札の経過のフローを、まず知りたいという部分と、そしてこれと同時に執行伺いから工事の完成までの書類が、工事の大きさによってもいろいろあると思いますが、その完成までのいろいろな流れの書類等含めて、このフローと、半日ぐらいあれば、一度、勉強できて、そして今度は独自に調査項目がそこでおのずからこの9人の委員の中から、まとまってくるんじゃないかなと思います。

一連の書類を見ながらね。当然そこは説明員として誰か、誰かといいますか、管財課の契約担当とか、そういった職員にも説明として、その書類の流れも聞くわけなんだけれども、それがいっぺんは段階として必要かなと思っています。

○上野副委員長

志村委員と渡辺委員が言っていることは、両方、足したことが一番ベターなのかなと思うんです。それが、ニワトリが先か卵が先かと、そんなような感じがありますが、志村委員が言うように、そういう問題というか、共有しながら、そういうものが入ってくれば、もっと分かりやすくなるのかなと、そういう感じもしないわけではない。

一度、だからどっちにしろ、議会ですべてが片付くわけではないと思うので、どうせ流れを見て、2回はしなければならぬかなと思うので、だからたぶん渡辺さんと志村さんを足せば、ちょうどいいものができるのかなというふうに思うんですが、私は、一緒にすればいい。

○野澤委員長

ちょっといいですか。ただ、レクチャーとか勉強という言葉も出て、それはふさわしくないですよ。調査ですから、少なくとも。気持ちがたぶん、そこはちょっと……。

だから、私の意見ですと、仮に調査のフローを聞くなんていう一般論ではなくて、この御坂でどういう形で具体的に、このフローに乗ってされたかという説明はいい。

資料だけでは分からない部分も、もちろんありますから。今ある資料の部分で問題点が把握できる部分と、実際に審議過程がどういう形、審査過程がどういう形で来ているか、それは別な話の部分も、もちろん重なったりしますが、それはあまり対立する話でもないかもしれない。

だから一般論として、笛吹の入札から、どうなっていますかというような話ではなくて、実際にこれを当てはめたときに、ここはこういうふうな問題、ではこういう、ちゃんと決まりになっているのに、そういうふうにされているかどうかというような、そういう確認のやり方はあるかと思いますが。

だから、ちょっとそういうことで、ここで流れを一般論としてということは、ちょっとこの調査委員会では、私はふさわしくないと。

○渡辺委員

レクチャーとか勉強会という名称はともかくとして、これは実質的には本当に調査の重要な一環なんです。要するに、我々ははっきり言って、誰もここで実際には権限の関係はどうなっているのか、実際にどうなっているのかということについては、その笛吹ルールについて、たぶん具体的にはかなりの人が知らないと思うんですよ。私も知らないんですよ。

そして、そのルールというか、笛吹のやり方というものを具体的につかまえておきながら、やっぱり個別の調査をすれば、実際にそれと違った権限の関係が生まれていたら、そこを調査しなければならぬんだから、極めて調査の一番基本的なことだと、私は思うんですよ。

だから、そういう意味で、名称はレクチャーでも何でもいいけれども、要するにこれは調査の第一歩だと。

○北嶋委員

やっぱり、この中ではそういうような言葉が出ましたが、率直に。ですから今度、要請する場合は、それにふさわしい、今、委員長が言われたように、そういう形の中の、こういうことのための要請ですよということは、そこでまた調整をしてやってもらうということで。まだまだ本当に、こんなことを言ってもなんだけれども、分からないです。

私だって、こういう関わったこともあるけれども、まだよく分からない。よく聞かなければ分からない。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

参考人をお願いする前に勉強会という言い方は、確かにおかしくなってしまうかもしれませんが、あくまでもこういった部分の資料説明という部分で、調査でいいじゃないですか。

それをした段階で、今度のははっきり証人として、参考人として今度をお願いするという段階

を取れば、11件ぐらいは幾日かあれば、わけないですよ。

だから、そういう格好でいいじゃないですか。調査という段階に入ったらどうですか。

○上野副委員長

それだけれども、そういうレクチャーをする前にも、自分たちである程度、そういうものをつかんでおけば、もっと分かるように・・・。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

だから調査ということで、笛吹市の入札事務の流れを、さらに確認するということは、それは結構なことだと思いますので、それはそれとしてやるんだけど、やってもいいと思うんですが、今日、対象事業を絞ったので、特に最初にやっていくということになった御坂の関係については、一応流れを、こちらでも事前に次回までに固めておいて、それに対して、こういうところはチェック、あるいはさらに突っ込む必要があるなというところも、ある程度皆さんで、自分で持っていくということは必要かなと思います。

だから、その作業をやって、別に同時進行でできることなので、いかがかなと思います。

○野澤委員長

志村委員の話は、フローの説明を受けるときにも、それなりにこちらで、自分たちでしっかり適切にフロー上の流れの問題を指摘する意味でも、しっかり。

その場で、ただ説明を受けてどうこうということは、なかなか難しいのではないかという、たぶん話で、そのへんは向こうに最初から、そこをレクチャーしてもらおうという話ではないんじゃないかというような考え方だと思います。

どうですか。

○渡辺委員

では、指名されましたので。実際に調査するとき、個別のことへ、具体的に最初から入れれば、そうすれば、この場合はこういう形でやりました、あの場合はこういう形でやりましたで、ぐちゃぐちゃしておしまいになってしまうんですよ。

そうではなくて、やっぱり我が笛吹方式はどういうふうな、権限の関係でなっているのか。そして、どういう順序でどういうものが出ていくのかということをも最初から言ってもらって置いて、それに照らして適切かどうかということが出てくるわけで、調査の手法としては非常に重要なことだと私は思うんですが。

○野澤委員長

渡辺委員さんは、もうこのフローの原則的な部分をしっかり確認する意味での説明を求めるといことですね。

○海野委員

どちらも言っていることは変わらないんですよ。さっきから副委員長が言っていることにまともと思うんですよ。その流れをつかみながら、フローに出ているものは、見れば分かることだから、そんなものは説明されなくてもいいんですが、渡辺さんが言ったり、小林さんが言ったりしていることは、総務委員長が言っているように、一つの時系列できちっと抑えておくと、我々が。この資料の中で。そういうことですよ。

それで事業ごとに時系列を抑えた中で、このフローに照らし合わせて、なぜ取り下げをした

んだと。取り下げる理由は、どこで出たんだということを、やりやすくしようではないかということ、総務委員長は言っているだけで、全然対立している問題でもない。並行してやっていかなければ、結局、調査にならないということ、総務委員長は言っていると思うので、両方一緒にやればいけないですか、さっきから副委員長が言っているように。どっちにしましょうではなくて、両方並行してやっていかないと、結局調査にならないと思う。

だから、それをさっきから一生懸命、副委員長が言っているんですが、と、私は理解しますけどね。だから、志村委員が言っているように、時系列で、これから拾えるものは私たちが拾って、そしてフローに合わせてやっていけば、職員なんかにしても、担当者の説明なんか受けなくたって、フローどおりにやっていって、おかしいとなったら、調査で呼ばばいいんだから、というふうに私は思っています。だから、副委員長が言った意見に賛成です。

#### ○北嶋委員

今、大体ですが、今までの役所の説明なんかを聞いても、何か不十分なところというか、本当に初歩的なところから、議員さんにはこんなに細かいことを言っても悪いかないというようなこともあったりするような気がします。

ですから、本当に全体像を、何しろ本当に初歩的なことから、一通り、向こうも話したいと思うんですよ。向こうも説明したいと思うんです。

やっぱり向こうは、できるだけ理解してもらいたいということがあるわけだから、そのへんを向こうに対する思いやりを持って、まず最初は本当に全体像を最初に1の段階から説明してもらおうということで、それからいけば、見落としがないのではないかなと思います。

ここがどうだ、ああだということ、そこまで至るのに、またいろいろ説明しなければならないから、まず全体像を一通り聞くと。そんなに時間がかかるものではないから、まずはそこから。

以上です。

#### ○上野副委員長

そういうことでいいんじゃないですか。

#### ○野澤委員長

いいですか、では発言。

そういうことで、なかなかね。もちろん同時並行、両方重要ですが、ただ我々が具体的に、この委員会を持つときに、何をするかというときには同時並行というわけにはいかない。

つまり、単純な話ですが、志村委員が問題を提起しているように、この資料のうちで今までの11事業は、どういう関連にあって、どういう過程で、こういうふうな最終的な結果を得たかという、自分たちでそのへんの流れをしっかりと1回整理した上で、その説明をフローに合わせて説明を聞くのか、代表的には渡辺委員が言うように、そういうことの前に笛吹市の入札から落札に至る、その過程を、原則論をしっかりと説明してもらって確認をする作業が必要かということ、これは両方一緒に、具体的な空間、時間があれば、どちらか先にやらなければならないんですよ。委員会ですらとしたりです。

委員会ですら別に、例えば今の志村委員の発言を委員会ですらではないと言えば別です、これは、この特別委員会ですらそういう形でみんな確認をしていくといたら、これはどっちか前後しなければ、一緒にやるわけにはいかない。当たり前のことで、同時進行という、頭の中で同時進行でも空間は1つしかないですから。そういう問題だと、私は今、理解しているんですが。

#### ○北嶋委員

これを事前に、11のものを勉強するといっても、実際に本当に分かるのかな。分からないと思いますよ。だから、その11のものの全体像の説明を、まず求めるということですよ。この事業をどういうために出したとか。その全体像を、まず聞く。11項目の全体を聞くわけです。それからだって遅くはないじゃないですか。私たちも一番理解しやすいと思います。だって分からないから。

○上野副委員長

ニワトリが先か、卵が先かというような・・・。

それはどこが先なのか、では志村委員が言うようなことを、フローを説明すれば理解度も違うし、私はどっちが先かなという、そういう話だから、私はだから卵かニワトリかと、そんな感じで取っているの、どっちにしる結論というにはあと2回ぐらいやらなければ。

○野澤委員長

皆さんいいですか。

○北嶋委員

だから、要するに全体像を、この事業のことを、全部一通り、まず聞くと。聞いて上で出発しましょうということですよ。

○志村委員

新しい視点が出てきてしまったような気もするんですが、私が言っているのは、渡辺さんが言うように、笛吹市の入札執行事務の流れの基本を確認するということは、これはこれで調査の前提としていいでしょう。

私が言っているのは、11事業を一応整理して、こうなんだという資料ぐらいは作るの、別にこの場でやるのではなくて、次の会までに作業としてやるということだから。ここだけが委員会の、何か会議の場だけが委員会の使命ではなくて、それまでに自分たちで資料を作るという作業をしておくことで、その全体の説明を受けるときにも、ではこの流れでは、ここはちょっともしかしたら、とかということ、一緒にできるねという意味で言っているのであって、どっちが先かということではなくて、作業をちゃんとやりましょうと、そういうことです。

○渡辺委員

作業も進めていくということで、ぜひ作業も進めてください。

いずれにしても、調査の手法というのは、やっぱり共通の、特に権限の関係。これはこの中に細かくは出ていないですから。調査というのは、わざわざ調査委員会をつくるということは、そういうことまで含めて調査をするということですから。ですから、やっぱり基本的にどういうふうに入札に関しては、どういう権限の関係、あるいは実際の実務はどういうところでやるのかとか、そういうことを、北嶋さんでさえも、よく分からないと言っているわけで、皆さん分かっていないと思うんです。志村さんだけは分かっているかもしれませんが。

だから、そこはそれで結構だというお話があったもので、ぜひこれを1回やって、そして権限の関係なんかを・・・。

○野澤委員長

中川委員。

○中川委員

とにかく今、30分、この論議で過ぎてしまいましたので、ちょっと前に進むという方向を、委員長に決めていただいて。

○委員長（野澤今朝幸君）

よろしいですか。

作業という、さっきの志村委員の提起した問題、これはもちろん最終的には、こういうところでの確認も必要ですが、作業的なことは別に特別委員会を開く必要もないというような認識が皆さんにできるならば、それで並行して、それこそ並行して進めればいいのかと思いますので。

そういう形だったらいいと思いますが、ただ私はここでそういうことの確認まで全部が必要だと、作業的なことまでという頭も、私がちょっとそういうことでとられていましたので、皆さんにそういう準備があるなら、作業をどういうふうに進めるかは、また別として、そういう形だったらそんなに、さっき上野副委員長が言ったような形でまとまっていこうかと思いますが、それは、

いいですか。つまり、原則は原則として、フローの原則を確認する、説明を受けるということは、それはそれでできると、たぶんその次の段階になると思いますが、それが御坂の浄水場でどういうふうに対応されているかということは、その間に志村委員が言ったような作業をしっかりこっちでして、その次にはそのへんの具体的な指摘ができるようにと、そういう形ということでもいいかと思うんですが。

○小林委員

せっかく、この9人が調査委員会の指名を受けたんだから、自分たちでという部分は、私は回数が増えたにしろ、どういう場所にしろ、やっぱり調査権限を与えられた者の中での、さっき勉強会という部分が出たから、ちょっとあれだったんですが、あくまでも調査の中で、この調査委員会の中で、そういった作業を進めたいと思いますよ。

そして、例えばこれから参考人とかをお願いするときまでに、この中でいろいろな書類がいっぱいあるから、このフロー等を踏まえた中で自分と、この委員会で熟慮して勉強した中で、本格的な調査というか、あれに入ればいいのかと思いますよ。

この中で、表で別の部分で作業をやって仕上げていくということではなくて。

○上野副委員長

委員会はやっぱり録音もしているし、何回開いてもいいけれども、作業まで委員会の名目でもなくても、全員の認識が一致すれば、みんなが出てきて、みんなで作業すればいいことでしょう。

○渡辺委員

作業も並行してやれば、本当にこれに越したことはないと思うわけです。ただ、作業内容を、ここの場ではなくて、私ももし分担されれば、その作業を受けてやりますし、他の人たちも分担して受けてやっていただけたらと思いますが、作業の中身自体をどうするかということが、簡単には決まらないわけです。1人の頭の中だけに入っている作業ということでは、私の頭の中に入っている作業ということだったら、それはそれで楽なんですがね。今度、委員会の席に出す作業、結果、成果物ということで言えば、作業の中身を決めなければならないわけです。だから、そういう点では、そういうことを踏まえると、どういう作業をしていくかということ、大まかに出してもらって、それでよかったら作業を始めましょうということ、この席上でなくても、帰ってやりましょうとか、そういうことでもいいと思うんですが。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

だから、それを言っているわけですし、委員長が今日始まるときに、最初に今日の資料はこうなんだけれども、本来あるものを私たちが資料を作るというのは、一応基本ですよという話があったじゃないですか。

だから、対象事業を今日絞りました。御坂のことは関連していると。次のときまでに、たたき台になるような、御坂の関連した 11 事業を、どういう流れなのかという、これを見ながらだと大変だから。御坂の 11 事業はこうなんだよというものを、一応作業として作るということをイメージで言っているわけです。それは、では委員長はそういう資料を、たたき台になるものを取りあえず作っておいて、次回これを確認して、ここで使う資料として、これでいいかどうかというところを、また当然確認するわけだから、そういう意味で作業と言っているんですよ。

○渡辺委員

分かりました。要するに、今の中身というのは、要するに経過と、それからその脇へくっつく経過の中の中身を客観的に一覧表にすると。そういうことですね。

○野澤委員長

中川委員。

○中川委員

先ほども言ったように、委員長・副委員長のほうで、やっぱりタイムスケジュールをつくる中で、そういう段階で入札フローも聞くというふうに、やりましょうということで最初にお話ししましたので、進めてもらって、先にいってもらいたいと思います。

○野澤委員長

では、限りなく次回の委員会をどうするかということに話が進んでいますが、時間も時間でいいので。さっき 1 つ確認できたのは、我々の作業をどういうふうに進めるかという、如何にかかわらず、まず笛吹市の今の入札から落札に至る、あるいは取りやめ等に至る、その原則的な流れ、そういうものをしっかり説明を受けて確認するという、これは必要だろうということですので、そういうことですね。北嶋委員の言う、全体の流れ。これは個別事象ではなくて、原則としてどういうふうにしつかりなされているのかということ。

そのへんの説明を受けるとということと、時間的な問題もありますが、その間に我々は我々として、この御坂の今回の一連のものがどういう流れで、どのへんに分からない部分、不明な部分があるかということも、我々は我々として整理するというので、次回どのへんまで、そのへんがうまくいって、原則論を説明してもらったあとに、時間的に御坂の今度は個別事例で説明を受けながら、我々の問題提起もしていくと、意見も言っていくという形まで進めるかどうか。

そこまで進むとしたら、それなりに時間も、こちらの作業の問題も、向こうの日程の問題もありますが、どのへんまで進めたらいいと思いますか。

○上野副委員長

想像つかないですね。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

次回は、さっき言われた入札の流れ、権限はどういう状況でやっているのかという基本を調査するというので、説明を受けるということで、1つはいいと思います。

もう1つは、とりあえず対象事業の文面と整理の資料を作成して、そのたたき台として、資料案を皆さんで確認をする。

その先に進んでいくときには、また日を改めたほうがいいと思います。

○野澤委員長

そういう意見です。

その場でのいうと、また何か乱打戦みたいになってはいけないので、しっかり説明を受けて、そして説明とは別に、こちらはこちらで一連の流れ、あるいは疑義等感じるようなところを整理すると。それは先に説明を受けて、執行側には帰っていただいた後でも結構だと思います。我々の作業ですから。

そんな形でよろしいですね。

(「はい」の声あり)

さっきの作業の確認ですが、それはここで全部やるということではなくて、作業の内容とか重要なことは、もちろんここで諮りますが、ここでいちいちの作業ということは、なかなかいろいろなもの調べたりして、みんなで作るような作業もあると思います。今度調査に行つて具体的に資料を見る。

ただ、今回の場合はそういう問題点を1回つくって、当日ではなくて、1回見てもらって、また少ない部分、薄い部分は付け加えるような形での、そして第4回目のときには、みんなのほうへ。もちろん、そこで意見をもらってもいいですが。

そのような形で、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

作業をどう進めるかは、委員長と副委員長のほうに、がやるという意味ではなくて、任せていただくと。

(「お願いします」の声あり)

○海野委員

次の開催日程だけ決めれば・・・。

○議会事務局長

すみません、事務局で口を出すつもりはないですが、まず確認ですが、次回にフロー、基本的にはホームページに載っているから、委員さん方がそれを見て勉強していただきたいということが、まず第一にあると思います。

そして、全体事業を聞くということになれば、事業課まで関係してきますから、それを呼ぶということになれば、どこまでの方を依頼する、お願いするのか、そこらへんをしておいていただかないと、文書を出すのにも困るということが1つです。

それから、もう1つは先ほど言われたように、100条委員会も私たちも初めていろいろなところを見たりしているんですが、先ほど言われたように、特別委員会と、準備会という形の中で、準備会を3回やって委員会を1回やっているというような感じで、すごい膨大な資料を見るような形になってはいますが、そんなような形でやっているところがよそでは多かったです。

あくまでも、委員会はいろいろな決定機関であったり、次回のいろいろを確認する場であつて、準備会ということで、そこではいろいろ・・・。



○事務局

今、局長が言われましたが、先ほど来から出ている、事業の全体について説明を受けたいという部分と、入札執行の全体について説明を受けたいという発言が出ているんですが、どちらをするかによって、お願いするところが全然違います。そこをはっきりしていただきたいということが1点。

それから次に来てもらうときには、お願いして来てもらって、説明を受けるということになります。お願いするときには、何について説明をいただきたいという部分を、はっきりお願いしないと、来るほうも来られませんし、内容によっては、100条委員会は強制的に説明に来いという権限はないので、その件については、行けませんということも……。そんなことはないと思いますが、可能性としてはあるということで、その2点をはっきりさせていただきたいと思います。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

丁寧に確認していただいたと思いますが、入札の流れの基本を調査するという事ですから、今回、フローの資料もいただいていると。なので、その担当でいいと思いますよ。管財課で。

入札全体の流れの基本を確認するという事と、それについて、基本について、質疑をするということになると思うので、それでいいと思います。

そのあとの個別の事業に入っていくときには、また日を改めてでいいかと思います。

○野澤委員長

よろしいですか。そういう話で、異論はないかと思います。

事業全体のどうこうではなくて、あくまでも入札から落札までの、この流れの中で権限、たぶんこのフローだけでよく分からないのは、例えば審議委員のときはどういう構成メンバーになっているとか、そういうことの基本的な質問、そして認識しなくてはいけない、そういう事実を確認するという事、そういうことでよろしいかと思います。

もう1つは、先ほど言いました、こちらのほうの作業として、この一連の流れを自分たちなりに調査して、おかしいところとか、そういうことをとらえる中で、次の次にそれを今度併せた中で質疑をしていくような形になるかかと思っておりますので、そういう形よろしいでしょうか。

○小林委員

今言った中で、準備会という話がさっきありましたね。私はさっきも言ったんですが、この会はすべて特別委員会でいいかなと思ったんですが、特別委員会のその前に準備会というものがあるという部分で、それをはっきり確認してください。

○野澤委員長

これは我々が決めればよいという話ですよ。

先ほど事務局長からも、そういう話が出ましたので。

○小林委員

準備会は今度、公開、非公開という、そういうこともあるし……。

○野澤委員長

作業をするような話というのは、位置付けがなかったもので、それば準備会という形よろしいですね。

(「はい」の声あり)

準備会という名称で、よろしいですね。

それは別に細かく決める必要もない話ですよ。

では、そういう形で。

それは本当に作業ですし、いちいち記者の方に来ていただくのも大変だと思いますので、いつやるとか公開もしませんし、そんな形でいいですか、それは。

(「はい」の声あり)

重要なことは、あくまでももちろんこの特別委員会の中で決めていくと。

あと次回に向けて・・・。

今のような大体、ボリュームの話ですね。

事務局、どうでしょうか。

○事務局長

管財課へ頼むわけですが、こちらの希望で話をさせていただきたいと思いますが、それぞれ年末のところでは、一組の議会等も入っているんですが、いつ頃がよろしいでしょうか。

基本的には19日が最終日。20日は監査ですね。

○野澤委員長

管財課の説明だけだったら、そんなに、向こうだって何かやるということではないのでいいんですが。

先ほどの確認は特別委員会のときに、こちらのほうでもそれまでに作業をして、管財課にそのときに話を、こちらの作業の内容から話を問い掛けるのではなくて、それが終わったあと、その次に向けて、ここでの確認として、御坂の一連の流れの確認とか、こちらですよ。そういう作業をして、そのときに臨まなくてはならないので、二本立てなんですよ、先ほどの確認は。二本立てするんだったら、先ほど準備会という話になりましたが、その日程も取りながらの話になるから、あまり早いと大変ではないかと思う。

では、向こうの都合もありますが、27日の午後1時半。

事務局で次回に向けて確認しておくことは何か・・・。

○事務局長

まずはこれで管財課のほうに、アポを取ってみます。

○神宮司委員

その他でいいですか。前回の議事録ということで、前のときのものを、始めに出してもらいたいです。

よろしくをお願いします。

○野澤委員長

そういう話ですので、全部ポイントだけでいいでしょうね、決まったことだけで。

ちょっと進め方もまずいところがあって、行ったり来たりの部分もあったかと思いますが、そのへんはそれに用意するように。

ほかには何か。

(なし)

では、議事は以上をもって終わりたいと思います。

最後に副委員長に閉会の言葉を。

○上野副委員長

本当に議会中でありながら、貴重な時間を皆さんに割いていただきまして、100条も本当に二合目に入ったかなというような感じで、入り口の二合目に入ったかなという感じがあるんですが、これからまたこのメンバーで一生懸命、責任を果たしていきたいと思います。

そんなことを確認しながら、今日のご苦労さまでした。

---

閉会 午後12時20分